【第三者保証報告(WEB版)】



独立保証報告書

2011年10月11日

東日本原客鉄道株式会社; 代表取締役社長 清野 智 殿

KPMG あずさサステナビリティ株式会社

代表取締役社長 鱼、住 隆大

取締役

在庭和元

目的及び範囲

当社は、東日本原客鉄道株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成した。原東日 本グループ社会環境報告書 2011(WEB 版)(以下、「社会環境報告書」という。)に対して限定的保証業務 を実施した。本保証業務の目的は、社会環境報告書に記載されている2010 年 4 月 1 日から2011 年 3 月 31日主でを対象とした☆マークの付されている環境パフォーマンス指標及び環境会計指標(以下、指標)と いう。)が以下に示す会社の定める基準に従って作成されているか、また、重要な環境情報が編れなく関示 されているかについて保証手続を実施し、その結論を表明することである。社会環境循環が編れなく関示 対する責任は会社にあり、当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明 することにある。

会社は環境者の環境報告ガイドライン 2007 年版及び環境会計ガイドライン 2005 年版等を参考にして定めた指標の算定・報告基準(以下、「会社の定める基準」という。)に基づいて社会環境報告書を作成してお 、当社はこの会社の定める基準を指標についての判断規準としている。また、重要な環境情報の開示の網 羅性についての判断規準としては、サステナビリティ情報審査協会の「環境報告審査・登録マータ付与基準」 (http://www.j-sus.org/kitei_pdf/logohuyo_env.pdf) (以下。「マーク付与基準」という。)を用いている。

当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準(ISAE)3000「過去財務情報の監査又はレビュ ー以外の保証業務」(2003年12月改訂)及びサステナビリティ情報審査協会のサステナビリティ情報審査実務指針(2009年12月改訂)に準拠して本保証業務を実施した。本保証業務は限定的保証業務であり、主と して社会環境報告書上の関示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続 を通じて実施され、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。 当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- 社会環境報告書の作成・関示方針についての質問
- 会社の定める基準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める基準に従って指標が把握、集計、関示されているかについて、試査により入手した証拠と の照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した1事業所における現地往査
- ▼一ク付与基準に記載されている重要な環境情報が漏れなく関示されているかについて、質問及び内 部資料等の閲覧により検討
- 指標の表示の妥当性に関する検討

上述の保証手続の結果、社会環境報告書に記載されている批模が、すべての重要な方において、会社 の定める基準に従って作成されていない。または、重要な環境情報が漏れなく関示されていないと認められ る事項は発見されなかった。

当社及び本保証業務に従事したものと会社との間には、サステナビリティ情報審査協会の倫理規程に規 定される利害関係はない。

JR東日本単体のエネルギー消費量の集計にあたり、輸送部門とそれ以外 の部門、また他社への供給分について集計範囲を整理しました。JR東日本の エネルギー消費量を把握するなかで、グループ会社のエネルギー消費量の 整理も進み、それぞれのエネルギー消費量やCOゥ排出量がより実態を示す数 値になったと考えます。

エネルギーに関しては情報の整理が進みましたが、グループ会社の環境に 関する定量情報は、「グループ全体の環境負荷」で開示されているのみです。 JR東日本単体と比較して個々のグループ会社の環境負荷は小さく、また、さ まざまな事業を行うグループ会社の環境負荷について説明することが難しい などの理由でJR東日本に焦点を当てた報告がされてきたということは十分に 理解できます。しかし、グループ全体では鉄道以外の事業が年々拡大してい ますので、「JR東日本グループ」の年度報告とするならば、鉄道以外の事業に ついても、方針や取り組み、その結果の開示ということが必要になってきてい るのではないかと考えます。



KPMG あずさサステナビリティ株式会社 菅生 直美氏